



市からの連絡帳

税・届け出

市税・国民健康保険料の休日納付相談窓口

時 5月13日(土)・14日(日)午前9時～午後4時
場 ●市税…納税課(田無庁舎4階)
 ●国民健康保険料…保険年金課(田無庁舎2階)
 ※窓口は田無庁舎のみ
内 市税・国民健康保険料の納付および相談、納付書の再発行など
◆納税課 田無 ☎042-460-9832
◆保険年金課 田無 ☎042-460-9824

市税納付を口座振替に～夜間・休日 期間限定窓口を開設～

ページ口座振替受付サービスは金融機関のキャッシュカードを専用端末に通すだけで、口座振替を申し込めるサービスです。

固定資産税・都市計画税と軽自動車税の平成29年度納税通知書発送に伴い、ページ口座振替登録のため、夜間と休日に期間限定窓口を開設します。この機会に大変便利な口座振替登録をしてみませんか。今回の登録で平成29年度1期からの口座振替が間に合います。

対 固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市・都民税(普通徴収)、国民健康保険料

□利用可能な金融機関
 ●銀行…みずほ・三菱東京UFJ・三井住友・りそな・東京都民・ゆうちょ
 ●信用金庫…東京三協・西京・西武・東京・多摩
 ●そのほか…中央労働金庫

時 ●5月8日(月)～12日(金)午後8時まで
 ●5月13日(土)午前9時～午後3時

場 納税課(田無庁舎4階)
持 キャッシュカード(暗証番号)・申請者の本人確認書類・平成29年度の納税通知書
 ※生体認証ICカードなど、一部取り扱いできないカードあり
◆納税課 田無 ☎042-460-9831

平成29年度の納期

今年度の市・都民税、固定資産税・都市計画税などの納期は、次の表のとおりです。納税には便利な口座振替をご利用

ください。
 納期限を過ぎると延滞金の加算や、差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。納期内の納税にご協力ください。お困りの事情がある方はご相談ください。当初納税通知書でコンビニやペイジー、クレジットカードによる納付が可能です。

1期	5月	固定資産税・都市計画税 軽自動車税
	6月	市・都民税(普通徴収)
2期	7月	固定資産税・都市計画税
	8月	市・都民税(普通徴収)
3期	10月	市・都民税(普通徴収)
	12月	固定資産税・都市計画税
4期	1月	市・都民税(普通徴収)
	2月	固定資産税・都市計画税

※納期限日は各納期月の末日(12月は25日)

※納期限日が(土)・(日)など金融機関休業日の場合は、翌営業日に繰り延べ

※口座振替の申込は、下記へお問い合わせください。

◆納税課 田無 ☎042-460-9831

西東京市民カードは破損などの理由で交換可能です

表面の8桁の番号が金色のカードは生分解性プラスチック製で、弾力性が低く割れやすくなっています。このカードをお持ちの方は引き換えますので、市民課(田無庁舎2階・保谷庁舎1階)・出張所へお持ちください。

持 ●対象の西東京市民カード
 ●来庁者の本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)

※代理人による申請は、委任状が必要
 ※カード表面の8桁の番号が判別できない場合は、お問い合わせください。

◆市民課 田無 ☎042-460-9820
 保谷 ☎042-438-4020

印鑑登録の手続き

対 市内に住民登録がある満15歳以上の方
持 登録する印・来庁者の本人確認書類(運転免許証・保険証など)

※代理人による申請は、委任状(登録する印の押印があるもの)が必要

¥300円
□即日登録 本人による申請で次のいずれかに当てはまる場合は、即日登録でき、証明書の交付が受けられます。

①官公署が発行した顔写真の貼付がある証明書などに加え、もう1点本人確認

のできるもの(保険証など)がある
 ②登録申請者が本人であることを保証されている…本市で既に印鑑登録をしている方が、申請書の保証書欄に署名・押印(登録済みの印)・印鑑登録番号の記入をすれば、保証人になります。

※市民以外でも都内在住であれば、保証人になります(印鑑登録証明書要添付)。

□照会登録 上記①・②の本人確認ができない場合や代理人が申請する場合は、即日登録できません。申請後、本人宛てに照会書を郵送します。照会書が届いたら、窓口にお持ちください。

◆印鑑登録証明書の請求

□窓口 印鑑登録証(市民カード)を提示して申請します。代理人申請の場合でも委任状は必要ありません。

□証明書コンビニ交付サービス 利用者証明用電子証明書が搭載されているマイナンバーカードをお持ちの場合は、コンビニ交付に対応したコンビニエンスストアのマルチコピー機で、窓口より100円安く証明書が取得できます。

◆市民課 田無 ☎042-460-9820
 保谷 ☎042-438-4020

退職後には国民年金への切替手続きが必要です

退職により厚生年金を脱退した方や、その方の扶養になっていた配偶者(第3号被保険者)のうち、国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、国民年金第1号被保険者への切替手続きが必要です。

場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)・出張所

持 ●年金手帳(基礎年金番号が確認できるもの)またはマイナンバーカード(もしくは通知カードと本人確認書類) ●退職日の記載がある書類(雇用保険被保険者離職票・退職証明書など)

問 武蔵野年金事務所
 ☎0422-56-1411
◆保険年金課 田無 ☎042-460-9825

福祉

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請受付中

□申請期限 6月30日(金)(消印有効) 申請期限を過ぎると給付金が受け取れなくなりますので、ご注意ください。

◆臨時福祉給付金窓口
 ☎042-497-4976

4月1日から 障害福祉サービス等の対象となる難病の対象疾病が拡大

難病の対象疾病が拡大したことに伴い、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象となる疾病が358疾病に、医療費等助成制度の対象となる疾病が330疾病に拡大されました。

詳細は市HPをご覧ください。

□障害福祉サービスについて…

◆障害福祉課 保谷 ☎042-438-4034

□難病医療費等助成制度について…

◆障害福祉課 保谷 ☎042-438-4035

中等度難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、早期の補聴器の装用により言語の習得や生活能力・コミュニケーション能力などの向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対 次の全てに該当する方(所得要件あり)

- 市内に住所がある18歳未満
- 聴力が身体障害者手帳交付の対象とならない
- 両耳の平均聴力レベルがおおむね30dB以上で、補聴器の装用により言語の習得など一定の効果が期待できると医師に判断された

□助成額 補聴器の購入費用と助成基準額(1台13万7,000円、耐用年数5年)のうち少ない額の9割(生活保護世帯・住民税非課税世帯は10割)

※修理代は助成対象外

申 購入前に、申請書に医師意見書・見積書を添付して下記へ

◆障害福祉課 保谷 ☎042-438-4034

東京都身体障害者補助犬給付事業

身体障害者に対して身体障害者補助犬法に基づく身体障害者補助犬の給付申請を受付します(盲導犬のみ)。

対 次の全てに該当する方

- 市内に1年以上居住する満18歳以上の在宅の方
- 身体障害者手帳視覚障害1級の方
- 世帯全体に係る所得税課税額の月平均額が7万7,000円未満の方

□申請期限 6月1日(休)

※事前に訓練事業者に補助犬の給付相談が必要です。詳細はお問い合わせください。

◆障害福祉課 保谷 ☎042-438-4034



児童育成手当(育成手当・障害手当)の新規申請を ～6月が年度更新月です～

現在手当を受給していない方で支給要件に当てはまる方は、新規申請手続きが必要です。所得・扶養人数などに変更があり、新年度から該当すると思われる方は、5月中旬に申請してください。手当の支給は申請の翌月からです。所得が一定額以上の場合は、手当は支給されません(表1参照)。

◆子育て支援課 田無 ☎042-460-9840

◆育成手当

対 父・母が婚姻を解消または同様の状態などにある、18歳に達してから最初の3月31日までの児童を扶養している方
 ※受給者が事実婚状態にある場合などは対象外。詳細は、お問い合わせください。

- 支給金額 月額1万3,500円
- 所得制限 表1参照
- 必要書類 表2参照(後日提出可)

◆障害手当

対 愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1～2級程度または脳性麻痺、進行性筋萎縮症の障害がある20歳未満の児童を養育している方

- 支給金額 月額1万5,500円
- 所得制限 表1参照
- 必要書類 表2参照(後日提出可)

□平成29年度所得制限額表(平成28年中の所得額)

表1

扶養人数	限度額
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円

以降1人増すごとに38万円加算

□申請に必要なもの

表2

必要なもの	育成手当	障害手当
認め印	○	○
戸籍謄本(申請者および児童のもの)	○	-
平成29年度課税証明書(平成29年1月2日以降に転入の方)	○	○
申請者名義の預金口座の分かるもの	○	○
身体障害者手帳・愛の手帳(お持ちの方)	-	○
その他(調査書類など)	○	-